

郵便物の転居届転送期間は1年間

更新される方は再度届けを

日本郵便株式会社では、引越した際に転居届を提出すると、1年間は旧住所宛ての郵便物などを新住所に無料転送するサービスを行っています。

このサービスは、期限が過ぎると転送ができなくなります。前回の転居届から1年が経過する人や各種サービスの登録住所と実際に住んでいる住所が違う人は、忘れずに更新しましょう。届け出は、同社各支店または最寄の郵便局窓口にて備え付けの転居届に必要事項を記入の上窓口に提出するか、切手を貼らずに投函してください。

なお、日本郵便株式会社以外の運送会社が提供する宅配便やメール便などには適用されませんので、ご注意ください。

▽提出の場合に必要なもの

- ・個人の場合 提出者本人の運転免許証、健康保険証など
- ・会社、団体などの場合 転居届を提出する方と会社、団体などとの関係が分かるもの（転居届の「届出人氏名印」欄には、代表者の氏名の記入および押印をお願いします）
- ・旧住所の確認 旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードや住民票などの官公庁が発行した住所の記載があるもの。

◎転居の事実確認

郵便物を確実に届けるため同社社員による現地訪問や旧住所宛てに確認書の送付を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

※転居届受付時に提出者本人および旧住所の記載内容の確認



ができた場合は、確認書の送付は行いません。

◎インターネットでも申し込み可能

郵便局窓口に行くことができない場合は、同社ホームページ (<http://welcome.town.post.jap>) で申し込みください。

※転居届、インターネットどちらの手続きの場合でも、手続き完了まで2〜3週間かかりますので、お早めに申し込みください。

◆問い合わせ

日本郵便株式会社 宮古郵便局（宮古市栄町 62-11915）へどうぞ。

国民健康保険被保険者証

9月下旬に郵送で交付します

国民健康保険の被保険者証が10月1日に更新され、桃色から青色のカードに変わります。交付時期については9月下旬となります。

被保険者証の交付方法については、郵送での交付となります。住民票の住所とは別の場所で暮らしている方で、郵便局で転送の手続きをしてから1年以上経った方は、確実な交付のため再度手続きを行ってください。



—国民健康保険の加入資格が変更となる場合—

勤務先の保険への加入や他市町村への転出など資格が変更となる場合には、異動する人全員の被保険者証を持参し、手続きを行ってください。

◆問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係（☎82-3111内線131）へどうぞ。